

見積競争公告

次のとおり見積競争に付します。

平成26年 7月17日

全国健康保険協会
理事長 小林 剛

1 調達内容

(1) 調達件名及び予定数量

個人情報書類等の処分・収集運搬業務委託

①個人情報書類溶解処分：約2,000kg

②被保険者証等収集運搬：約300kg

(2) 仕様等

仕様書のとおり

(3) 履行期限

仕様書のとおり

(4) 履行場所

仕様書のとおり

(5) 見積競争方法

契約はそれぞれ1kg当たりの単価契約とする。

見積金額については、①の契約希望単価（消費税抜）に予定数量2,000kgを乗じた金額（1円未満切捨）と、②の契約希望単価（消費税抜）に予定数量300kgを乗じた金額（1円未満切捨）の合計とする。

なお、契約希望単価には全ての経費を見込んだものとし、見積書に契約希望単価を必ず記載すること。（契約希望単価の記載がないものは失格とする。）

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。

2 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出先及び仕様書配付場所

〒102-8575 東京都千代田区九段北4-2-1

全国健康保険協会経理グループ 担当 岩崎 卓

電話（直通） 03-5212-8214

（仕様書はホームページ上でダウンロード可）

(2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

全国健康保険協会 船員保険部船員保険企画グループ 担当 堀河

電話 03-6862-3061

(3) 見積書提出期限

日 時 平成26年 7月29日（火） 午前11時00分

※郵送による提出の場合、平成26年 7月28日（月）までに必着とする。

3 その他

- (1) ①の業務については、2回に分けて実施することも踏まえ、見積金額を算出すること。
- (2) 消費税等について、1円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てた額とする。
- (3) 見積書には事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会宛て提出すること。記載漏れ、押印漏れ又は判読不能のものは無効とする。
- (4) 提出後の見積書の差替え、変更又は取消しをすることはできない。
- (5) 見積書提出時にプライバシーマーク、ISMS、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 のうち、いずれかの認証を取得していることを証する書類を提出すること。
- (6) 見積結果は当協会受付前に掲示する。(※決定業者のみ別途連絡する。)

個人情報書類等の処分・収集運搬業務委託仕様書

1. 業務内容

- (1) 個人情報を含む廃棄文書（以下「廃棄文書」という。）及び使用済みの被保険者証カード及び印字リボン（以下「被保険者証等」という。）を収集して搬出する。
- (2) 廃棄文書については、処分場に搬入して溶解処分するとともに、処理施設作成の溶解証明書を提出する。
- (3) 被保険者証等については、別途指示する場所（東京都近郊1箇所を予定）まで運搬し、協会と契約する処理業者に搬入する。

2. 廃棄文書等の量

- (1) 廃棄文書
ダンボール箱詰め 約 1,000 kg×2回
- (2) 被保険者証等（廃プラスチック等の産業廃棄物）
ダンボール箱詰め 約 300kg×1回

※上記数量については予定数であり、実際の数量については異議を唱えることはできない。

3. 搬出場所及び設備等

- (1) 搬出場所
〒102-8016
東京都千代田区富士見 2-7-2 ステージビルディング 14階
全国健康保険協会船員保険部事務室
- (2) 設備等
 - ① 使用可能エレベータ：人荷用1基（輸送能力1,350kg）
 - ② 地下駐車場入口の高さ制限：3.1m

4. 搬出作業

- (1) 協会職員立ち会いのもと、指定するダンボール箱のみ搬出すること。
- (2) 書庫内、事務室内及び共有フロアの設備を損傷・破損させないように注意すること。
- (3) 台車など搬出作業等に要する器具等は受託者が準備すること。

5. 作業実施日及び事前届出

(1) 作業実施日

作業は、平日（9時から17時まで）に行うものとし、協会担当者と協議のうえ作業日を決定する。なお、履行期限は以下のとおり。

- ① 第1回目：平成26年10月末日
- ② 第2回目：平成27年2月末日

(2) 被保険者証処分業者への搬入日

(1)②と同じ。

※(1)①については、被保険者証等の収集、搬出、運搬及び協会と契約する処理業者への搬入は行わない。

(3) 届出書類の作成

作業予定日の1週間前までに船員保険部担当者を通じ、ビルの管理者あて作業届を提出すること。

6. 委託条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守し、適正に処分できる能力を有する者であること。
- (2) プライバシーマーク、ISMS、ISO/IEC27001、JISQ27001 認証のうち、いずれか1つを取得している事業者であること。

7. その他

本仕様書に定めない事項は、双方協議のうえ決定するものとする。